

【消費生活の窓口から】

「下水の配管を見せてほしい」という業者にご注意を！

春先から、町内で「ご自宅のマンホールを検査したい」「下水の配管を見せてほしい」と突然訪問してくる業者が確認されています。町民の方から何件か問い合わせがありました。町による点検や訪問の場合は事前に連絡をしますし、町職員であれば必ず身分証を携帯しています。

【アドバイス】

- ◆町では事前連絡なしの点検は行っていません。
- ◆少しでも不安に思ったら、その場できっぱり断りましょう。
- ◆保険金が修理に使えると勧め、高額なサポート料やキャンセル料を要求する火災保険等申請サポートのトラブルの相談が多くなっていますので、注意しましょう。
※サポートトラブルの詳細は「[中山町お知らせ版 令和5年4月1日号 10頁（PDF）](#)」をご覧ください。
- ◆被害に遭ったら、警察相談専用電話（#9110）や消費生活相談窓口、消費者ホットライン188（局番なし）に相談しましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593